

青森県報

第四千五百三十五号

平成三十年
十二月三日
(月曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 保安林皆伐許容面積の限度…………… (林 政 課) …… 一
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (会計管理課) …… 三
- 建設業者の許可の取消し…………… (県 民 局) …… 四

告 示

青森県告示第八百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 月 日 定
	青森県知事 三 村 申 吾	

ハッピー調剤薬局青森新城店

青森市大字新城字平岡二五八の二五八

平成
三〇・三・一

青森県告示第八百二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成三十年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成三十年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一、三四五・四一
岩木川下流	〃	四八七・七七
岩木川上流	〃	一、〇〇九・三〇
平川	〃	三七〇・一四
浅瀬石川	〃	四〇九・四九
今別川(蟹田川)	〃	九九六・二一
青森地区	〃	七一四・四〇
下北東部	〃	一、〇九五・三九
下北西部	〃	八五九・六〇
上北地区	〃	一四四・八〇
七戸川	〃	五六九・五五

新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃
〇・八六	八四・三六	九〇・七八	〇・七二	九九・八四	二四・三四	一四七・四三	一七四・四八	一九・〇六	七八・二九	四二・〇六	一〇・七〇	二八四・四八	一五六・七二	一三八・〇三	九〇三・九八	四三三・五九

北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市
〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林
〇・〇二	三・二六	一五・一四	一二八・九三	二・八四	三・八二	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二一・三八	九・七二	六・一六	〇・三〇	〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四

下北郡大間町	〃	三・六〇
むつ市	〃	三一・〇〇
東津軽郡平内町	〃	一〇六・〇四
青森市	〃	一・七四
東津軽郡外ヶ浜町	〃	〇・〇八
北津軽郡中泊町	千害防備保安林	二・四〇
上北郡おいらせ町	〃	〇・〇四
三沢市	〃	四・三〇
十和田市	〃	〇・四八
上北郡七戸町	〃	〇・九六
上北郡東北町	〃	〇・六四
上北郡横浜町	〃	八・三六
上北郡六ヶ所村	〃	三五・〇六
上北郡野辺地町	〃	〇・五〇
むつ市	〃	四・一〇
下北郡東通村	〃	一三・七八
弘前市	〃	〇・二六

上北郡野辺地町	〃	〇・九八
上北郡六ヶ所村	〃	四八・二八
上北郡東北町	〃	〇・三六
上北郡七戸町	〃	二・九六
十和田市	〃	〇・三八
三沢市	〃	三・二四
八戸市	〃	一・〇〇
三戸郡階上町	〃	三・七六
三戸郡三戸町	〃	九・三二
三戸郡南部町	〃	八・六二
津軽地区	保健保安林	一五九・一五
南部地区	〃	九八・五二

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車(除雪幅二・六メートル、四百四十七キロワット級) 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年十一月二日

五 落札者の名称及び住所

株式会社青工

青森市新田三丁目一の一の八

六 落札金額

七千二百九十万円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、取得物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十年九月二十一日

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社エーケン

二 代表者の氏名 小原雄三

三 主たる営業所の所在地 十和田市元町西一丁目八の四一

四 許可番号 青森県知事許可(般一二六)第一七一五一号

五 取消年月日 平成三十年十一月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年十月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭